

三木町告示第153号

三木町隣保館設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第18号

三木町隣保館設置条例施行規則の一部を改正する規則

三木町隣保館設置条例施行規則（昭和53年三木町規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第 9 条 三木町隣保館のうち、白山文化センターについては、白山文化センター施設整備期間（2025 年 6 月 1 日～2027 年 5 月 31 日）中、白山教育集会所（三木町大字下高岡2123番地1）で事業を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。